

環境研究総合推進費補助金交付要綱を次のように定め、平成 27 年 10 月 1 日から適用する。

なお、平成 27 年度以前に交付された国庫補助金の取扱いについては、従前の例によるものとする。

平成 27 年 9 月 30 日

環境大臣 望月 義夫

### 環境研究総合推進費補助金交付要綱

#### (通則)

第 1 条 環境研究総合推進費補助金（以下「補助金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）（以下「法」という。）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）（以下「令」という。）の定めるところによるほか、この要綱の定めるところによる。

#### (目的)

第 2 条 補助金は、廃棄物の処理等に係る科学技術に関する研究及び廃棄物に係る諸問題の解決に資する循環型社会形成推進技術の技術開発を促進し、もって廃棄物の安全かつ適正な処理、循環型社会の形成の推進等に関する行政施策の推進及び技術水準の向上を図り、持続可能な社会構築のための環境保全に資することを目的とする。

#### (定義)

第 3 条 この要綱において「循環型社会形成推進研究事業」（以下「研究事業」という。）とは、研究者が行う次に掲げる分野の研究の事業をいう。

##### 一 廃棄物適正処理研究

- イ 廃棄物の適正で安全な処理方法に関する研究
- ロ 廃棄物の不法投棄の防止及び原状回復に関する研究
- ハ 有害廃棄物、感染性廃棄物、その他処理困難な廃棄物の処理に関する研究
- ニ し尿及び浄化槽の高度処理・維持管理に関する研究

##### 二 循環型社会構築技術研究

- イ 循環型社会構築のためのシステム、評価、費用負担のあり方並びに推進方法に関する研究
- ロ 廃棄物の排出抑制及び再生利用に関する研究
- ハ 廃棄物最終処分場の延命化または再生化に関する研究

- ニ 浄化槽汚泥の再生利用に関する研究
- 2 この要綱において「次世代循環型社会形成推進技術基盤整備事業」（以下「次世代事業」という。）とは、研究者が行う次に掲げる分野で実現可能性、汎用性及び経済効率性が見込まれる技術を開発する事業をいう。
  - 一 廃棄物適正処理技術
    - イ 廃棄物処理施設関連技術（ばいじん、焼却灰等の適正処理技術を含む。）
    - ロ 最終処分場関連技術（最終処分場の循環再生・修復技術を含む。）
    - ハ 廃棄物不適正処理監視・修復技術等
  - 二 廃棄物リサイクル技術
    - 生ごみ等有機性廃棄物、容器包装廃棄物、廃家電、廃自動車、建設系廃棄物等のリサイクル技術（原材料化技術を含む。）
  - 三 循環型設計・生産技術
    - リデュース・リユース・リサイクルに係る循環利用設計・建設・生産技術
- 3 この要綱において「研究者」とは、次に掲げる研究者をいう。
  - 一 研究事業において、国内の研究機関等（以下「研究機関等」という）に所属する研究者
    - イ 国又は地方公共団体の研究機関
    - ロ 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学、高等専門学校又はその附属研究機関
    - ハ 民間企業（日本の法人格を有するもの）の研究機関
    - ニ 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人（研究に関する業務を行うものに限る。）
    - ホ 法律により直接設立された法人（研究に関する業務を行うものに限る。）
    - ヘ その他の団体（日本の法人格を有するもので、研究に関する業務を行うものに限る。）
  - 二 次世代事業において、次に掲げる者で技術開発を実施する者
    - イ 民間企業（日本の法人格を有するもの）
    - ロ 地方公共団体
    - ハ 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学、高等専門学校
    - ニ 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人
    - ホ 法律により直接設立された法人
    - ヘ その他の団体（日本の法人格を有するもの）

（交付対象）

- 第4条 補助金は、研究事業及び次世代事業（以下「研究事業等」という。）を交付の対象とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、補助金は、他の法令及び予算に基づく補助金等（法第2条第1項に規定する補助金等をいう。）の交付を受けて行われる研究等の事業又は既に行われた研究等の事業と重複反復する研究事業等については、交付の対象としない。

(事業の期間)

第5条 補助金の交付の対象となる研究事業等の期間は、3年以内とする。

(補助対象経費)

第6条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次のとおりとする。

一 直接経費（次に掲げる経費で研究に直接必要なものに限る。）

イ 物品費（設備備品費及び消耗品費）

ロ 人件費・謝金

ハ 旅費（学術的な調査及び研究に必要となる会議への出席、情報収集又は研究成果の発表を行う場合に限る。外国旅費にあつては、1行程につき2週間以内の海外渡航に必要な旅費及び海外で必要となる経費に限る。）

ニ その他（外注費、印刷製本費、会議費、通信運搬費、光熱水料、その他諸経費）ただし、外注費とは、他人に委託して行うための経費のうち、一般管理費や諸経費等の間接経費相当額が含まれない場合の経費をいう。

二 委託費（研究に直接必要な調査分析、文献収集、翻訳等を他人に委託して行うための経費のうち一般管理費や諸経費等の間接経費相当額が含まれる場合の経費をいう。）

三 間接経費（研究事業の実施に伴う研究機関等（国の研究機関を除く。）の管理等に必要となる経費として当該研究機関等が使用する経費であつて、環境大臣が認めるものをいう。）

(補助対象経費の下限)

第7条 研究事業に係る補助対象経費の額が、300万円に満たない場合には、補助金の交付の対象とはしない。

2 次世代事業に係る補助対象経費の額が、500万円に満たない場合には、補助金の交付の対象とはしない。

(交付額の算定方法)

第8条 研究事業に係る補助金の交付額は、環境大臣が認める額（以下「交付基準額」という。）と補助対象経費に係る実支出額（その額が、研究事業に関し、寄付金その他の収入があつた場合において、当該事業に要した費用の総額から当該収入を控除した額を超えるときは、当該控除した額）とを比較していずれか少ない方の額とする。ただし、補助金の交付額は、1億円を超えないものとする。

2 次世代事業に係る補助金の交付額は、交付基準額と補助対象経費に係る実支出額（その額が、事業に関し、寄付金その他の収入額があつた場合において、当該事業に要した費用から当該収入を控除した額を超えるときは、当該控除した額）とを比較していずれか少ない方の額（以下「国庫補助基本額」という。）に、2分の1を乗じて得た額とする。ただし、補助金の交付額は、2億円を超えないものとする。

- 3 前条第1項及び第2項の規定により算定した補助金の交付額に1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた金額とする。
- 4 第6条第1項第二号に掲げる委託費の額は、直接経費の額に7分の3を乗じて得た額を超えないものとする。ただし、環境大臣が特に必要があると認める場合には、当該得た額を超え、直接経費と委託費の合計額に2分の1を乗じて得た額を超えない範囲で環境大臣が定める額とする。
- 5 第6条第1項第三号に掲げる間接経費の額は、直接経費に10分の3を乗じて得た額を上限とする。

#### (公募)

第9条 毎年度の研究事業等は、公募するものとし、環境大臣は、当該事業課題及び実施計画書の提出期間を定め、別途、公表するものとする。

#### (計画書の提出)

- 第10条 補助金の交付を受けて研究事業又は次世代事業を行おうとする場合は、別紙様式第1-1又は別紙様式第1-2による研究計画書又は実施計画書を、環境大臣が定める日までに、環境大臣に提出しなければならない。
- 2 前項の規定による提出をすることができる者は、研究代表者とし、研究代表者の所属する機関等の長は当該研究者が補助事業を実施することを承諾する書類を別紙様式第3により作成のうえ添付しなければならない。

#### (翌年度への継続手続)

- 第11条 研究事業又は次世代事業を実施している研究代表者が、当該研究事業のうち補助金の交付を受けた年度における事業を完了し、翌年度（当該研究事業の当初の計画期間内である場合に限る。）において引き続き当該研究事業を実施しようとするときは、別紙様式第1-3又は別紙様式第1-4による研究計画書又は実施計画書を、環境大臣が定める日までに、提出しなければならない。
- 2 前項の規定により計画書を提出するときは、研究代表者の所属する機関等の長は当該研究者が補助事業を実施することを承諾する書類を別紙様式第3により作成のうえ添付しなければならない。

#### (補助事業の決定)

- 第12条 環境大臣は、前2条の規定により提出のあった研究計画書を評価し、これらを提出した者のうちから当該年度の補助金の交付の対象となるべき者を決定するものとする。
- 2 評価に関し必要な事項は、別に定める。

#### (交付基準額の通知)

第13条 環境大臣は、前条の規定により当該年度の補助金の交付の対象となるべき者を決定したときは、速やかに、当該補助事業についての交付基準額を、その者に通知

するものとする。

(交付の申請)

第14条 前条の規定による通知を受けた者は、補助金の交付を受けようとするときには、別紙様式第2-1又は別紙様式第2-2による交付申請書に環境大臣が必要と認める書類を添付して、環境大臣が定める日までに環境大臣に申請しなければならない。

2 第1項に定めるもののほか、研究事業に係る同項の交付申請書には、研究者の所属する機関等の長が当該研究者が補助事業を実施することを承諾する書類を別紙様式第3により作成のうえ添付しなければならない。

3 第1項に規定する場合において、当該申請が次世代事業に係る補助金の交付の申請であるときは、当該補助事業における仕入に係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税のうち、消費税法に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。以下「消費税等相当額」という。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、以下の研究機関に所属する研究代表者にあつては、この限りではない。

一 消費税法第5条の規定により納税義務者とならない者

二 消費税法第9条第1項の規定により消費税を納める義務が免除される者

三 消費税法第37条第1項の規定により中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例が適用される者

四 消費税法第60条第4項の規定により国、地方公共団体等に対する仕入れに係る消費税額の控除の特例が適用される者

五 消費税法第60条第6項の規定により国、地方公共団体の一般会計に係る業務の仕入れに係る消費税額の控除の特例が適用される者

六 上記一から五以外の者であつて、特段の理由により、消費税仕入れ控除税額の報告及び返還をする者。

(交付の決定)

第15条 環境大臣は、前条第1項の規定による申請があつた場合には、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金の交付の決定をし、その者に通知するものとする。

2 環境大臣は、前条第3項本文の規定により当該補助金に係る消費税等相当額について減額して交付の申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、当該消費税等相当額を減額して前項の規定による交付の決定を行うものとする。

3 前2項の決定は、前条の規定による申請があつた日から起算して2月以内に行うものとする。

(交付の条件)

第16条 環境大臣は、補助金の交付の決定には、次の条件を付するものとする。

- 一 第14条第1項の申請の内容のうち次に掲げる事項を変更しようとするときは、別紙様式第4-1又は別紙様式第4-2による変更申請書により環境大臣に申請し、あらかじめ、その承認を受けなければならないこと。
  - イ 研究事業又は次世代事業に要する第6条第1項各号に掲げる経費の額（第6条第1項第一号に掲げる経費の増減額が変更前の当該経費の額に10分の2を乗じて得た額を超えない場合を除く。）
  - ロ 研究事業の研究計画書の記載内容（軽微な変更を除く。）
- 二 研究事業又は次世代事業を中止し、又は廃止しようとするときは、別紙様式第5-1又は別紙様式第5-2による中止廃止申請書により環境大臣に申請し、あらかじめ、その承認を受けなければならないこと。
- 三 研究事業又は次世代事業が期間内に完了しないとき又はこれら事業の遂行が困難になったときは、速やかに環境大臣に報告し、その指示を受けること。

（補助金により取得した財産の適正管理）

第17条 研究事業又は次世代事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって適正に維持管理し、その効率的運営を図らなければならないこと。

（財産処分の制限）

第18条 取得財産等のうち、令第13条第4号の規定により、大臣が定める機械及び重要な器具は、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び重要な器具とする。

2 処分を制限された取得財産等については、令第14条第1項第2号の規定により環境大臣が別に定める期間を経過するまで、環境大臣の承認を受けずに補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄してはならないこと。

3 第2項の規定により環境大臣の承認を受けて取得財産等を処分することにより収入のあった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがあること。

4 補助事業者は、処分を制限された取得財産等を補助事業の遂行に支障のない範囲で一時的に（当該年度を超えない範囲で）他の研究開発に使用する（以下、「一時使用」という。）場合は、次の各号に掲げる条件を満たし、かつ、設備等一時使用報告書（別紙様式6）を環境大臣に提出することで、第2項の環境大臣の承認を受けたものとして取り扱うことができる。

一 補助事業者以外の者が処分を制限された取得財産等を利用する場合には、当該使用予定者との間で一時使用に係る管理協定を締結し、破損した場合の修繕費や光熱水料等の使用に関する経費負担を明らかにしておくこと。

二 貸付けを行う場合は原則無償貸付とすること。ただし、実費相当額をもって貸付額とすることは差し支えない。

（補助金の国庫納付）

第19条 研究事業又は次世代事業の成果によって相当の収益を得たと認められる場合には、交付された補助金の全部又は一部に相当する金額を国庫に納付させることがあること。

(研究事業及び次世代事業の交付の条件)

第20条 環境大臣は、前4条に定めるもののほか、研究事業に係る補助金の交付の決定には、次の条件を付するものとする。

- 一 研究者が、災害、病気その他のやむを得ない理由で引き続き3月以上研究に従事できなくなる場合には、別紙様式第7による休止申請書により環境大臣に申請し、あらかじめ、その承認を受けなければならないこと。
  - 二 研究者の所属する研究機関等に変更（新たに研究機関等に所属することとなる場合を含む。）があった場合には、第14条第2項の承諾書を添付して、その変更の日から10日以内に、その旨を環境大臣に届け出なければならないこと。
  - 三 研究事業の成果に係る特許権等の知的財産権又は当該知的財産権を受ける権利の全部若しくは一部を譲渡する場合には、譲渡の相手方から相当の対価の支払を受けることを契約等において定めた上で行わなければならないこと。
  - 四 第6条第1項第三号に掲げる間接経費は、研究者の所属する研究機関等に納付しなければならないこと。
  - 五 第6条第1項に掲げる補助対象経費は、それぞれ交付を受けた額を超え、変更することはできない。
  - 六 第14条第3項第六号に該当する研究代表者は、当該補助事業の消費税等相当額について、補助金の額の確定又は消費税の申告後において清算減額又は変換を行うこと。
- 2 環境大臣は、前4条に定めるもののほか、次世代事業に係る補助金の交付の決定（前16条第2項の規定による場合を除く。）には、次の条件を付するものとする。
- 一 当該補助事業の成果に係る特許権等の知的財産権又は当該知的財産権を受ける権利の全部若しくは一部を譲渡する場合には、譲渡の相手方から相当の対価の支払を受けることを契約等において定めた上で行わなければならないこと。
  - 二 第6条第1項第三号に掲げる間接経費は、研究者の所属する研究機関等に納付しなければならないこと。
  - 三 第14条第3項第六号に該当する研究代表者は、当該補助事業に係る消費税等相当額について、補助金の額の確定又は消費税の申告後において精算減額又は返還を行うこと。

(交付の申請の取下げ)

第21条 第15条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、その決定の内容又は前条の規定によりこれに付された条件に不服があり、交付の申請を取り下げようとするときは、その交付の決定の日から起算して15日以内にその旨を書面で環境大臣に申し出なければならない。

(交付の決定の取消し)

第22条 環境大臣は、補助事業者、若しくは補助事業者から研究費の一部を分担及び委託を受けた者が補助金を他の用途へ使用し、又は補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付された条件その他この要綱に定めるところに違反したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 環境大臣は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、違反を行った日に研究代表者が所属していた研究機関に対し、その旨及び理由を書面により通知するものとする。

3 前項の場合において、当該取消しに係る部分について既に補助金が交付されているときは、環境大臣は、期限を定めて、その補助金の返還を命ずるものとする。

(補助金の経理)

第23条 研究事業に係る補助金は、原則として補助事業者が開設する銀行口座に入金する。この口座は補助事業終了後すみやかに閉鎖するものとする。また次世代事業に係る補助金は、補助事業者の属する機関の口座に入金する。

2 補助事業者は、補助事業に係る経理について、他の経理と区分して収入及び支出の状況を記載した会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿並びに収入及び支出の証拠書類を整理し、当該事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しておかなければならない。

3 補助事業者は、前項に係る経理の事務及び補助金の管理については、補助事業者の属する機関等において行わなければならない。

4 環境大臣は、必要があると認める場合には、補助事業者に対し、前項の会計帳簿又は証拠書類の提出を求めることができる。

5 補助事業者は、第10条および第11条による計画書、第14条による交付申請書、第16条による変更申請書、第25条および第26条による実績報告書、第28条による請求書、第29条による補助金の仕入れに係る消費税等相当額の報告書を提出するにあたり、予め補助事業者の所属する研究機関の長の承認を受け、環境大臣へ報告しなくてはならない。

(状況報告)

第24条 環境大臣は、必要があると認める場合には、補助事業者に対し、補助事業の進捗状況の報告を求めることができる。

(研究事業の実績報告)

第25条 補助事業者は、当該年度における研究事業が完了したときは速やかに別紙様式8-1による事業完了届を環境大臣に提出しなければならない。

2 補助事業者は、当該年度における研究事業を完了した日（第16条第1項第二号の規定により承認を受けた場合には、当該承認のあった日）から起算して61日以内又は補助金の交付の決定に係る会計年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日まで（概算払の場合は当該年度における研究事業を完了した日（第16条第1項第二号の規定に

より承認を受けた場合には、当該承認のあった日) から起算して 61 日以内) に、別紙様式第 9 - 1 による実績報告書及び別紙様式第 10 による研究報告書を環境大臣に提出しなければならない。

- 3 研究事業の期間が 1 年を超える場合において、全体の期間に係る研究事業の全部を完了したときは、前項の実績報告書とあわせて、別紙様式第 11 による総合研究報告書を提出しなければならない。
- 4 補助事業者は、消費税等相当額を減額して交付の申請を行った場合においては、実績報告書を提出するに当たっても、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

#### (次世代事業の実績報告)

第 26 条 補助事業者は、当該年度における次世代事業が完了したときは速やかに別紙様式 8 - 2 による事業完了届を環境大臣に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、当該年度における次世代事業を完了した日 (第 16 条第 1 項第二号の規定により承認を受けた場合には、当該承認のあった日) から起算して 61 日以内又は補助金の交付の決定に係る会計年度の翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い日まで (当該年度における次世代事業を完了した日 (第 16 条第 1 項第二号の規定により承認を受けた場合には、当該常人の会った日) から起算して 61 日以内) に、別紙様式第 9 - 2 による実績報告書及び別紙様式第 12 による技術開発報告書を環境大臣に提出しなければならない。
- 3 次世代事業の期間が 1 年を超える場合において、全体の期間に係る次世代事業の全部を完了したときは、前項の実績報告書とあわせて、別紙様式第 13 による総合技術開発報告書を提出しなければならない。
- 4 補助事業者は、消費税等相当額を減額して交付の申請を行った場合においては、実績報告書を提出するに当たっても、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

#### (補助金の額の確定)

第 27 条 環境大臣は、前 2 条の規定による実績報告書の提出を受けた場合において、その内容の審査及び現地調査等を行い、当該補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容 (第 16 条第 1 項第一号の規定による承認をした場合には、当該承認の内容) 及びこれに付された条件に適合すると認めるときは、補助金の交付の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

- 2 環境大臣は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、補助事業に要した経費を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の補助金の返還期限は、納入告知された日から 20 日以内とする。
- 4 環境大臣は、前項の返還期限内に補助金に相当する額の納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95% の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の支払)

第28条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、必要があると認められる経費については、概算払をすることができる。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、別紙様式第14による請求書を大臣に提出しなければならない。

(消費税等相当額の確定に伴う補助金の返還)

第29条 第14条第3項第六号にあたる補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、別紙様式第9-3により速やかに環境大臣に報告しなければならない。なお、環境大臣は報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の返還を命ずるものとする。

2 前項の納付については、第27条第3項及び第4項の規定を準用する。

(研究報告書等の公表)

第30条 環境大臣は、毎年度、第25条第2項の研究報告書、同条第3項の総合研究報告書及び第26条第2項の技術開発報告書、同条第3項の総合技術開発報告書の全部又は一部を環境省ホームページその他の方法により公表するものとする

(刊行等)

第31条 補助事業者は、補助事業の結果又はその経過の全部若しくは一部を刊行し、又は雑誌等に掲載する場合には、補助金の交付を受けて行う当該補助事業の成果である旨を明らかにしなければならない。

2 補助事業者は、補助事業を完了した日の属する会計年度の終了後5年以内にその結果又は経過の全部若しくは一部を刊行した場合には、その刊行物を添えて、その刊行の日から起算して10日以内に、その旨を環境大臣に届け出なければならない。

(事業化の報告)

第32条 次世代事業の補助事業者は、補助事業が完了した日の属する会計年度以降5年間、毎会計年度終了後20日以内に、当該補助事業に係る事業化の状況について、事業化状況報告書を環境大臣に提出しなければならない。

(収益納付)

第33条 環境大臣は、前条の報告書により、補助事業者に当該補助事業の実施結果の事業化、工業所有権等の譲渡又は実施権の設定及びその他当該補助事業の実施結果の他への供与による収益が生じたと認めたときは、補助事業の完了した会計年度の翌年度以降の会計年度において、補助事業者に対して交付した補助金の全部又は一部に相当する金額の納付を命ずることができる。

- 2 前項の規定により納付を命ずることができる額の合計は、補助金の確定額の合計額を上限とする。
- 3 収益納付すべき期間は、補助事業が完了した日の属する会計年度以降5年間とする。

(知的財産権の届出)

第34条 補助事業者は、補助事業者又は第20条第1項第三号に規定する知的財産権を受ける権利の譲渡を受けた者が当該研究事業又は次世代事業で得られた成果に関して特許権等の知的財産権を得た場合には、特許公報その他の当該知的財産権の設定を公示した文書の写しを添えて、その設定の日から起算して10日以内に、その旨を環境大臣に届け出なければならない。

(その他)

第35条 その他補助金に関し必要な事項は、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長が別に定める。